

規 則

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一一一八

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(埼玉県人事委員会規則一一一一)の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第一条中「基き」を「基づき」に改め、「又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)」を削る。

第二条第一項中「又は異議申立人(以下「不服申立人」という。)」を削り、同条第二項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三条第三項中「おかれ」を「置かれ」に改め、同条第四項中「、生年月日」を削る。

第四条第一項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第五条第一項中「審理の円滑迅速」を「審査の円滑かつ迅速」に改め、同条第二項ただし書中「おかれ」を「置かれ」に、「行なう」を「行う」に改める。

「第二章 不服申立て」を「第二章 審査請求」に改める。

第六条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書(以下「不服申立書」という。)」を削り、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、「の各号」を削り、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第九号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第四項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「つど」を「都度」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条の二の見出し中「不服申立書等」を「審査請求書等」に改め、同条中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第七条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第四号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」

に改め、同項第五号及び第六号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第七条の二第一項及び第八条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八条の二第一項及び第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第八条の三第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「相続人は」の下に「、遅滞なく」を加え、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「あてて」を「宛てて」に改め、同条第五項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第九条第一項及び第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第七項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第八項中「時期に遅れて」を「時機に後れて」に、「審理」を「審査」に改め、同条第九項中「左の各号に」を「次に」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第十項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第十一項中「かえて、左の各号に」を「代えて、次に」に改め、同条第十三項中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第十四項中「つど」を「都度」に改め、同条に次の二項を加える。

15 人事委員会は、書面審理を終了させる前に、当事者に対し、審理の終了予定日を知らしなければならない。

16 人事委員会は、必要な審理を終えたとき認めるときは、審理を終了するものとし、その旨を当事者に通知するものとする。

第十条第十項中「及び第十四項」を「、第十四項及び第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「口頭審理を終了するに先き立つて」を「次項において準用する前条第十六項の規定により口頭審理を終了する前に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「ともに」を「共に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「及び」を削り、「禁止する」を「禁止し、及び発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 人事委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときには、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相

手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

7 前項の措置をとるに当たつては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第十条の二第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第三項中「つど」を「都度」に改める。

第十一条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十二条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十二条の二第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十三条第一項各号列記以外の部分、第一号及び第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 審査請求人が死亡した場合において、次のいずれかに該当することとなつたとき。

イ 審査請求人の地位が承継されるとき又は相続人がないとき若しくは知れないとき。

ロ 審査請求人の死亡の日から一年以内に、第八条の三第二項の規定による届出がなかつたとき。

第十三条第一項第四号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第五号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第六号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 人事委員会は、係属している審査請求が次に掲げる要件を充たすに至つたときは、当該審査請求の審査の終了を決定することができる。

一 審査請求人から第九条第二項又は第十条第二項に規定する反論書が期限までに提出されない場合において、人事委員会が更に期限を定めて当該反論書の提出を求めたにもかかわらず、当該期限までに提出されなかつたとき。

二 審査請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

三 審査の継続が著しく困難であると認められる場合において、審査を終了することに於いて審査請求人に異議がないとき。

第十三条の二第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第十四条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第一項中「基いて、すみやかに判定」

を「基づいて、速やかに裁決」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十三条第一項又は第二項の規定に基づき審査を終了したときは、この限りでない。

第十四条第二項中「判定書」を「裁決書」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「判定」を「主文」に改め、同項第三号中「判定」を「裁決」に改める。

第十五条の見出し中「判定書」を「裁決書」に改め、同条第一項中「判定書」を「裁決書」に、「判定に」を「裁決に」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第三項中「判定書」を「裁決書」に改める。

第十六条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十七条第一項中「左の各号の一」を「次のいずれか」に改め、同項第一号中「判定」を「裁決」に改め、同項第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同項第三号及び同条第二項中「判定」を「裁決」に改め、同条第四項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「判定」を「裁決」に改める。

第二十一条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「判定」を「裁決」に、「かえて」を「代えて」に改める。

第二十二条中「左の各号に」を「次に」に、「外」を「ほか」に改める。

第二十四条中「外」を「ほか」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。